

## 木造住宅の耐震診断募集について

1. 対象となる建物  
牟岐町内の次の要件を満たす現在居住している木造住宅が対象です。  
①昭和56年3月31日以前に着工された住宅  
②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（木質プレハブ工法や2×4工法は除きます）  
③平屋または2階建て住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も含みます）
2. 申込者  
①対象となる住宅の所有者（貸家の場合は居住者の同意が必要）
3. 申込受付期間及び募集戸数  
①平成24年6月1日～      ②対象戸数30戸（先着順）
4. 耐震診断を行う診断員  
①建築士で、県の診断員講習を受けています  
②（社）徳島県建築士事務所協会から派遣されます。（県知事印有の登録証携帯）
5. 自己負担  
①1戸建ての場合、3,000円必要です（共同住宅は、6,000円）

## 木造住宅の耐震改修について

現在まで上記耐震診断の結果、住宅の耐震改修をご検討されている場合は、役場総務課までご相談ください。改修工事費×2/3（上限90万円）の補助金が受けられます。また、補助金と併せて、住宅の耐震改修税制（所得税の特別控除制度や固定資産税の減額措置）も受けられます。

問合せ先 牟岐町役場総務課（TEL72-3411）

## 木造住宅の簡易な耐震リフォームについて

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業では、「簡易な耐震化」と「リフォーム」を行う場合に、その経費の一部を徳島県が補助します。

1. 対象住宅  
上記の耐震診断を実施し、「倒壊の可能性がある」と判定された住宅
2. 対象工事  
簡易な耐震化（家具の固定、簡易な耐震又は耐震ベッドなど）と併せて行うリフォームで県内の建設業者等が施行し、補助金の交付決定後に着手、平成25年2月末までに完了するもの
3. 補助金額  
県から最大40万円（税抜工事費の1/2）さらに町内業者が施行する場合に限り町から最大10万円（税抜工事費の1/4）を上乗せ補助します。  
問合せ先 県庁住宅課（TEL088-621-2598）又は牟岐町役場総務課（TEL72-3411）

## 65歳以上の方の保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料額は、各市町村ごとに必要な介護保険の費用から算出された「基準額」をもとに、その方の世帯の所得に応じて決められます。

**1** 牟岐町で平成24年度～平成26年度に必要な介護サービスにかかる総費用を推計します。

※介護サービスを利用する人が増えると必要な費用も増えます。

**2** 介護サービスにかかる総費用のうち、21%を65歳以上の方から保険料として納めていただくことになっています。

※残りの負担は40～64歳の方から29%、税金から50%となっています。

**3** その21%分を牟岐町に住む65歳以上の方の人数で割ります。こうして算出された額が1人あたりの平均的な保険料額となります。これを「基準額」といいます。  
牟岐町の基準額は69,600円（年額）

**4** 「基準額」を中心にその方の世帯の所得等に応じて保険料額が調整されます。  
牟岐町では6段階にわかれます。  
以下の表をご覧ください。